

国民健康保険に関する事務
特定個人情報保護評価書（素案）の概要

I 基本情報 (3~19 ページ)

国民健康保険に関する事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取扱う理由等を記載しています。

1 事務の内容

国民健康保険法に基づく「資格」「保険証等」「給付」「賦課」「徴収（滞納処分も含む）」の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱います。

2 使用するシステム

- 「国保情報トータルシステム」を中心に「滞納整理支援システム」「電話催告システム」「国保総合システム」を使用し、上記事務を行います。
 - 庁内連携により「住民記録システム」「税務情報トータルシステム」を使用し、住民記録情報・所得情報を検索・確認します。
 - 「団体内統合宛名等システム」「中間サーバ」「住民基本台帳ネットワークシステム」を使用し、専用回線により他機関との情報連携（照会・回答）を行います。
- ※ 東京都国民健康保険団体連合会及び日本年金機構との情報連携については、従来どおり個別の専用線・専用端末を使用して行われます。国保情報トータルシステムとは電子記録媒体により情報をやりとりするため、両システムが直接回線接続されることはありません。

II 特定個人情報ファイルの概要 (20~44 ページ)

国民健康保険情報ファイル（国民健康保険に関する事務で保有する特定個人情報ファイル）について、次の事項を記載しています。

1 基本情報

対象となる人数・本人の範囲、記録される項目の該当等の情報を記載しています。

※ 現在、国民健康保険に加入している方以外に国民健康保険料の算定対象となる方（擬制世帯主・特定同一世帯所属者及び喪失者）も対象となります。

2 入手・使用

特定個人情報の入手方法・使用目的等の情報を記載しています。

※ 原則、各種申請書等への個人番号の記入が必要となり、前住所地での税情報や他医療保険者での資格情報等を情報提供ネットワークにより情報収集を行います。なお、新宿区に税情報がある場合には、従来どおり庁内連携により情報収集を行います。

3 委託

取扱いの委託内容、委託先、再委託の有無等の情報を記載しています。

4 提供・移転

特定個人情報の提供・移転先、提供・移転先での用途等を記載しています。

※ 番号法第 19 条第 7 号の別表第 2 に掲げられている情報照会者からの照会に対し、情報提供ネットワークにより事務内容に応じた国民健康保険情報を提供します。

※ 戸籍住民課及び健康部・福祉部の関係する部署に対し、従来どおり庁内連携により資格情報を提供します。

5 保管・消去

特定個人情報の保管場所・期間、消去方法等を記載しています。

Ⅲ 取扱いプロセスにおけるリスク対策 (45～53 ページ)

国民健康保険情報ファイルを取扱う際のリスク分析・措置等の内容を、「入手」「使用」「取扱いの委託」「提供・移転」「情報提供ネットワークシステムとの接続」「保管・消去」別に記載しています。

※ 別紙「リスク対策の主な内容」のとおり

Ⅳ その他のリスク対策 (54 ページ)

自己点検、監査、従事者に対する教育・啓発等について記載しています。

Ⅴ 開示請求、問合せ (55 ページ)

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載しています。

Ⅵ 評価実施手続 (56 ページ)

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載しています。